

みやこ町子ども読書活動推進計画

～子どもが いつでも本に 出会える町を めざして～

平成24年3月

みやこ町教育委員会

はじめに

現在、子どもたちを取り巻く世界は、複雑でさまざまな課題を抱え動いています。情報化社会と言われるなか、子どもたちのまわりにもテレビ、ゲーム、インターネット、ケータイなどのメディアがあふれています。子どもたちの好奇心も多方面に渡り、メディアに関心を寄せる傾向にあります。幼児期に目を輝かせて絵本をみていた子どもたちも成長するにつれ、読書から離れていく傾向にあります。このようななかで、手に触れて、その感触を楽しみながら本を読むということは大切です。

子どもたちが希望を持って、健やかに成長するためには読書は大変意義のあることです。読書は、想像力を養い、豊かな感性を育て、将来生きていく力を培います。多くの知識を吸収し、柔軟な発想をすることのできるこの時期に読書を経験することは、豊かな未来を築く礎になります。また、本との出会いは、楽しい、おもしろい、わくわくする冒険の世界を経験することになります。その機会を提供することはわれわれの重要な責務ではないでしょうか。

みやこ町読書活動推進計画は、子どもたちに関わる組織とそれに携わる人々が一体となり、子どもたちに読書をすすめるための指針です。

全ての子どもたちが、本の扉を開き夢と勇気を感じ、楽しい時間を体験して欲しいと考えます。

平成24年3月

みやこ町教育委員会
教育長 屏 悦郎

目次

はじめに

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 2 |
| 1. 子どもの読書活動推進の意義 | |
| 2. 子どもの読書活動の現状 | |
| 第2章 計画策定の基本的な考え方 | 3 |
| 1. 計画の目的 | |
| 2. 計画の位置付け | |
| 3. 計画推進のための基本方針 | |
| 4. 計画の対象 | |
| 5. 計画の期間 | |
| 第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み | 4 |
| 1. 家庭・地域 | |
| (1) 家庭における読書活動の推進 | |
| (2) 地域における読書活動の推進 | |
| (3) 子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発活動 | |
| 2. 保育所・幼稚園 | |
| (1) 保育所・幼稚園における読書活動の取り組み | |
| (2) 保護者への啓発と普及 | |
| (3) 体制の整備 | |
| 3. 学校 | |
| (1) 学校における読書活動の取り組み | |
| (2) 読書環境の整備 | |
| (3) 保護者への啓発と普及 | |
| (4) 体制の整備 | |
| 4. 図書館 | |
| (1) 読書活動の支援 | |
| (2) 読書環境の整備 | |
| (3) 学校との連携、協力 | |
| (4) 読書推進ボランティアの活動支援 | |
| (5) 啓発と普及 | |
| (6) 体制の整備 | |
| 第4章 総合的な子どもの読書活動の推進 | 11 |
| 1. 連携・協力・ネットワーク | |
| 2. 啓発広報 | |
| 3. 財政上の措置 | |
| 第5章 施策表 | 12 |

用語解説

| | |
|-------------------------------|----|
| 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 17 |
| 資料2 みやこ町子ども読書推進計画策定委員会設置要綱 | 19 |
| 資料3 みやこ町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿 | 20 |
| 資料4 みやこ町子ども読書活動推進計画に係る経緯 | 20 |
| 資料5 読書に関するアンケート調査結果 | 21 |

第1章 計画策定にあたって

1. 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）です。

読書によって多くの知識、情報を習得し、多様な物語に触れることは、子どもの可能性を無限に広げ、子どもが将来に夢や希望を持ち、あるいは、これからの人生で直面する困難を乗り越える大きな力となります。

このことを踏まえ、すべての子どもが、それぞれの成長の段階のあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように町全体でその取り組みを推進していく必要があります。

2. 子どもの読書活動の現状

毎日新聞社と全国学校図書館協議会が実施した「第57回学校読書調査」（平成23年度実施）によると、子どもの1カ月の平均読書量は、小学生が9.9冊、中学生が3.7冊、高校生が1.8冊という結果が出ており、10年前の同調査に比べるといずれも増加傾向にあります。また、1カ月に1冊も読まなかった子の割合（不読率）も小学生6%、中学生16%、高校生51%で10年前に比べると、読まない子が減少しています。しかし、一方で、よく読まれた本は、アニメ化やドラマ化されたもの、シリーズものが多いという指摘もされています。

みやこ町が平成23年10月に実施した「読書に関するアンケート調査」では、不読率が、小学3年生が3%、小学5年生が9%、中学2年生が33%で、全国平均に比べ中学生の読書離れが進んでいることが分かりました。クラブ活動やテレビ、ゲーム、携帯電話など様々な要因が考えられますが、読書習慣を育てるために、幼い頃からの継続的な取り組みが必要だといえます。また、たくさん本を読んでいる子どもも読書傾向に偏りがあるという指摘があります。様々なジャンルの図書を紹介し、読書の幅を広げていくことが求められます。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の目的

子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるように家庭・地域・学校が一体となって、それぞれの子どもの成長の段階に応じた環境の整備、施策の推進を図ることを目的とします。

2. 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく国の計画及び福岡県の計画を基本とし、みやこ町の子どもの読書活動の推進状況を踏まえ策定したものです。

「みやこ町総合計画」及びその他関連する計画を踏まえ、みやこ町における子どもの読書活動推進に関する施策の方向性や取り組みを示しています。

3. 計画推進のための基本方針

- ① 家庭・地域・学校において子どもの読書活動を推進します。
- ② 子どもの読書活動推進のための環境の整備・充実を図ります。
- ③ 家庭、地域、学校の連携・協力・ネットワーク化を進めます。
- ④ 子どもの読書活動に関して町民一人ひとりの理解と関心を高めます。

4. 計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

5. 計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 家庭・地域

幼い頃から本と出会い、本に親しむことは、子どもの読書習慣を形成する上で重要です。特に生活の基本の場である家庭で、読み聞かせをしたり、本のお話をしたり、図書館と一緒に出かけるとしながら楽しい読書体験を積み重ねることは、子どもの自主的な読書活動へとつながっていきます。

また、各団体・機関、読書ボランティアが地域で行っているそれぞれの特色を活かした読書活動は、子どもが多様な本に出会う機会を増やし、読書意欲の向上につながることを期待されます。

(1) 家庭における読書活動の推進

① ブックスタート事業^{*1}の推進

町では4カ月児の健康診査時に絵本などの入ったブックスタートパックを配布しています。絵本を介して愛情あふれるひと時を過ごすことは、親子の絆を深めるのはもちろんのこと、日常的な絵本の時間を持つきっかけとなり、家庭の中に読書が根付くことが期待されます。今後も事業の継続と充実を目指し、保護者へ本の楽しさと大切さを伝えていきます。

また、ブックスタート前後の妊婦教室や子育て講座などの機会を利用した取り組みについても検討します。

② 「家読（うちどく）」^{*2}／「ノーテレビ・ノーゲームデー」の推進

保護者の読書に対する姿勢は、子どもに大きな影響を与えます。子どもの身近にいる大人が普段の生活の中で本を楽しむ姿を見せれば、子どもは、本とは身近なもの、楽しいものと感じるようになります。

テレビやゲームなどのメディアから離れ、親子で本を楽しむ時間を持つことを推奨していきます。

③ おはなし会等への参加呼びかけ

地域の様々な場所で、絵本の読み聞かせやおはなし会などの読書活動が行われています。

今後も読書ボランティアや各団体・機関が連携、協力しながら、親子で楽しめる読書行事の充実を図ります。また、保護者に対してチラシや広報誌等による周知を行い、参加を呼びかけます。

(2) 地域における読書活動の推進

① 子育て支援センターにおける取り組み

日常的に絵本の読み聞かせを行ったり、本にちなんだ行事を実施したりして、親子で本に親しむ機会を増やします。

また、公共図書館の団体貸出などを活用し、図書コーナーを設置する等して読書環境を整えます。

② アンビシャス広場・豊津寺子屋・放課後児童クラブ等における取り組み

アンビシャス広場、豊津寺子屋、放課後児童クラブ、子ども会等、子どもが集うあらゆる場での読書活動を推進し、子どもの身近な場所に本のある環境を整備します。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発活動

子どもと読書に関する講演会やおはなし会などを実施し、保護者へ絵本を読むことの楽しさ、読書の大切さを伝えます。

2. 保育所・幼稚園

保育所や幼稚園で集団生活を始めた子どもは、様々な人との関わりを通して多くの経験をします。これらの実体験は、本の世界をより深く理解し、味わうために大切です。保育所・幼稚園における様々な体験活動を大切にしながら、本の世界へ誘うことが求められます。

また、同年代の子どもと一緒に同じ本の世界を共有する喜びは、読書をより楽しいものにして、読書意欲を向上させます。

(1) 保育所・幼稚園における読書活動の取り組み

① 日常的な読み聞かせの実施

「絵本のじかん」「おはなしのじかん」などの時間を設け、日常保育の中に読書の時間を位置付けます。

② 図書コーナー等の設置、充実

図書室や図書コーナーを設置し、いつも子どもの身近な場所に本のある環境を整えます。

また、子どもの好奇心、探究心、向上心が満たされるように、公共図書館の団体貸出を活用するなどして様々なジャンルの本を集め、魅力ある棚づくりに努めます。

③ 本に親しむ行事の実施

行事や遊びのなかに絵本を取り入れるなどして、子どもが本に興味を持つような行事を実施します。

また、移動図書館を活用したり、近くの図書館を訪問したりして多様な本と出会う機会を充実させます。

(2) 保護者への啓発と普及

保護者会、懇談会、園だよりや様々な行事を通じて読み聞かせの大切さ、子どもの読書の重要性について啓発、家庭での読書の取り組みを推進します。

(3) 体制の整備

研修会等へ積極的に参加するなどして教職員及び保育士が子どもの読書の重要性についての共通理解を持ち、園内一体となって推進します。

3. 学校

子どもの生活環境の変化は読書活動にも影響を与えます。学校段階が進むにつれて、テレビやゲーム、インターネット、ケータイなどのメディアに接する時間が多くなり、また部活動や塾などもあって、読書離れが進む傾向にあります。

読書習慣を定着させるためには、学校における系統的、計画的な習慣づくりが大切となります。なかでも学校図書館は、学校の教育活動を支える上で重要な役割も果たすとして期待されており、その整備が必要です。

(1) 学校における読書活動の取り組み

① 「朝の読書」活動の推進

「朝の読書」^{※3}など全校一斉の読書活動の時間を確保し、子どもが読書に親しむきっかけと習慣化を図ります。

② おはなし会等の読書行事の実施

読書ボランティアやゲストティーチャーなどと連携、協力しながら「読み聞かせ」や「おはなし会」「ブックトーク」^{※4}などを行い、多様な本と出会う機会を充実させます。

また、「子ども読書の日」^{※5}や「読書週間」^{※6}などに関連した行事を実施し、読書への関心を高めます。

③ 学校図書館の計画的利用

学校図書館の資料を使って授業を行ったり、調べ学習で学校図書館を利用

したりして、学校図書館を計画的に活用します。また、情報の探し方、資料の使い方等、図書館の有効的な活用方法や利用方法についても指導を行います。

④ 図書委員会活動の活性化

図書館だよりの発行をはじめとした様々な委員会活動に取り組み、子どもの自発的な読書活動を促します。

⑤ その他

その他子ども読書活動推進のために各学校の状況に応じた特色ある取り組みを実施します。

(2) 読書環境の整備

① 学校図書館の整備

学校図書館の運営は、司書教諭^{*7}（図書館教育担当教員）・学校司書^{*8}を中心に全教職員連携の下に行います。

子どもの自発的、主体的な学習を支援し、自由な読書活動に corres 応するため、多種多様な資料を収集、整理、適宜入れ替えを行いながら学校図書館図書標準^{*9}の達成を目指し魅力ある蔵書整備を進めます。

蔵書整備にあたっては、担当教諭だけで選定するのではなく他の教員や児童生徒の要望も反映されるようにします。

また、開館時間や貸出方法についても見直しを行い、利用の増加に努めます。

② 学級文庫の設置

学校図書館や公共図書館の資料を活用するなどして、学級文庫等の図書コーナーを設置し、常に子どもの身近な場所に本のある環境を作ります。

③ 学校間の相互利用による資料の有効活用

学校図書館の電算化により、各校の蔵書のデータベース化は完了しています。

今後は、学校間での資料の相互利用の方法を検討し、有効活用を進めます。

④ 障がいのある子どもへの読書支援

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように読書に親しむ機会の拡充を図ります。

(3) 保護者への啓発と普及

子どもの読書の重要性、家庭での取り組み方などPTA、保護者会、学校・学級通信等において働きかけます。

(4) 体制の整備

① 司書教諭・学校司書の配置

学校図書館を機能させ、子どもの読書活動を支えるためには、司書教諭や学校司書の役割が重要です。これら専門的職員の適切な配置に努めます。

なお、司書教諭については、6学級以上の学校への配置を促進します。

② 学校全体での一体となった取り組み

子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭、学校司書だけでなく、教職員が一体となり、組織的に取り組む必要があります。研修機会の充実を図ることで共通理解を深め、学校全体で取り組んでいきます。

4. 図書館

図書館は、子どもの成長の段階に応じた様々な取り組みを実施し、読書活動を支援する一方で、家庭、地域、学校におけるそれぞれの取り組みをバックアップしていく役割も担っています。

地域におけるすべての子どもが、身近な場所で主体的に読書活動ができるような環境整備を総合的、包括的に取り組みます。

(1) 読書活動の支援

① 読書相談の充実

子どもや保護者、子どもの読書に関わる人からの読書相談やレファレンス^{※10}に積極的に応じます。

また、読書のきっかけづくりや、本を選ぶときの参考になるように成長の段階に応じた推薦図書リストやテーマ別図書リストを作成します。

さらに、職員のレファレンス技術の向上のために研修の機会を充実させます。

② 団体貸出

保育所・幼稚園、学校で不足する資料をまとめて貸し出します。また、希望する団体にも貸出を行い、子どもが身近な場所で本と出会えるような環境の整備を図ります。

③ 人的支援

保育所・幼稚園、学校で行う読み聞かせやストーリーテリング^{※11}、ブック

トークなどに、学校司書、読書推進ボランティアと連携して協力します。

(2) 読書環境の整備

① 児童コーナーの充実

子どもの成長の段階に適した資料を内容・形態ともに豊富にそろえ、好奇心・探究心の旺盛な子どもの気持ちを大切にリクエストにも応えながら魅力ある資料の収集に努めます。

また、書架サインや本の配置を見直し、子どもに分かりやすい、利用しやすい環境整備に努めます。

各図書館に赤ちゃん絵本コーナーを設置してブックスタートの後の家庭での読書活動を支援します。

② 移動図書館車の整備

移動図書館車「にこにこ号」で保育所・幼稚園・小学校を定期的に巡回、子どもの近くへ本を運び、読書欲求に応えます。

③ 青少年向けサービスの充実

各館に青少年コーナー（ヤングアダルトコーナー、ティーンズコーナー）を設置しています。中学生・高校生の関心のある本や雑誌を充実させ、展示方法を工夫するなどして魅力ある棚づくりをめざします。

また、本や図書館などについての情報を発信し、利用を促します。

④ 障がいのある子どもへの読書支援

実態の把握に努め、障がいに応じた利用しやすい資料を収集し、関係機関と連携を取りながら情報提供を行います。

(3) 学校との連携、協力

学校司書や担当教諭等と情報を交換しながら、レファレンス、図書館見学、職場体験学習などにおける協力体制を整えていきます。

また、学校への支援内容を周知するために「学校向け図書館案内」を作成し、図書館の活用を促します。

(4) 読書推進ボランティアの養成

子どもの読書活動を推進する上で、読書ボランティアの活動は重要な役割を果たしています。各ボランティアの活動状況や活動内容について情報を収集し、研修会や講習会、交流会等を実施するなどして学習機会の充実を図り、情報提供を行います。また、新しい人材の育成にも努めます。

(5) 啓発と普及

① おはなし会の実施

読書ボランティアと協働して定期的なおはなし会を実施し、子どもが多様な本に出会う機会をつくります。

年齢に応じたプログラムや手法を身につけるために研修の機会を充実させます。

② 子ども対象イベントの実施

「子ども読書の日」にちなんだ行事を開催したり、夏休みなどに工作教室や実験教室などのイベントを実施したりして図書館への関心を高め、利用を促します。

③ 図書館だより、ホームページを活用した啓発の推進

おはなし会や子ども向けの行事、講演会などを通じて保護者や関係団体・機関、住民の関心と理解を深めます。

また、広報やホームページを活用した啓発を行います。

子ども向け利用案内を作成し、図書館への興味関心を高めます。

(6) 体制の整備

子どもの読書活動を推進するための職員の適切な配置を行います。

全職員の共通理解のもとに取り組みを進め、その上で必要となる技能の習得とさらなる資質の向上のために研修機会を充実させます。

第4章 総合的な子どもの読書活動の推進

1. 連携・協力・ネットワーク

この計画の具体的な取り組みは、家庭、地域、幼稚園・保育所、学校、図書館がそれぞれの場において専門的に実施します。これら個別の活動を総合的な取り組みとして位置付けるために図書館が中心になってネットワークづくりを進め、進行管理を行います。

- 「みやこ町子ども読書活動推進協議会」を設置します。
- 「子ども読書活動推進状況調査」を実施します。
- 「子どもの読書に関するアンケート調査」を5年ごとに実施します。

2. 啓発広報

子どもの読書活動の意義や重要性について、地域や家庭へ様々な機会を活用して啓発します。

特に4月23日の「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」においては、様々な行事を町内各所で実施し、町民の理解と関心を高めます。

○毎月23日を「みやこ町子ども読書の日」とし、家庭における子どもの読書活動を推進します。

3. 財政上の措置

この計画に示された各施策を実施するための必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第5章 施策表

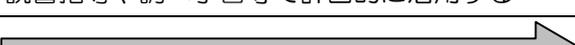
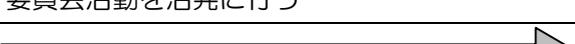
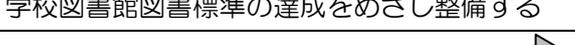
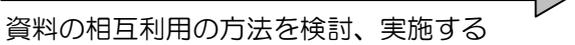
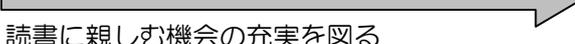
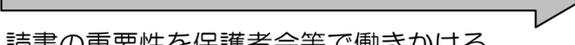
◇ 家庭・地域

| 施策 | 担当・所管 | 実施区分 | 年度 | | | | |
|---------------------------------------|----------------------------|------|---|----|----|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| ブックスタート事業の推進 | 生涯学習課 健康づくり課 | 充実 |  ブックスタート前後における啓発を検討する | | | | |
| 家読(うちどく)/ノーテレビ・ノーゲームデーの推進 | 生涯学習課 教務課・住民課 | 新規 |  家庭での読書活動を啓発する | | | | |
| おはなし会等への参加呼びかけ | 生涯学習課 住民課 | 充実 |  読書行事を実施し、周知を徹底する | | | | |
| 子育て支援センターにおける取り組み | 住民課 | 充実 |  図書コーナーを充実させ、読書活動を実施する | | | | |
| アンビシャス広場・豊津寺子屋・放課後児童クラブ、子ども会等における取り組み | 生涯学習課 住民課 | 継続 |  読書活動を実施する | | | | |
| 子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発活動 | 生涯学習課 教務課・住民課 健康づくり課 | 継続 |  子どもの読書の重要性を伝え、活動を推進する | | | | |

◇ 保育所・幼稚園

| 施策 | 担当・所管 | 実施区分 | 年度 | | | | |
|--------------|------------|------|---|-----|-----|-----|-----|
| | | | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| 日常的な読み聞かせの実施 | 住民課 教務課 | 充実 |  読書の時間を設けて、読書活動を実施する | | | | |
| 図書コーナーの設置、充実 | 住民課 教務課 | 充実 |  図書コーナーを設置する | | | | |
| 本に親しむ行事の実施 | 住民課 教務課 | 充実 |  子どもが本に興味を持つような行事を実施する | | | | |
| 保護者への啓発と普及 | 住民課 教務課 | 充実 |  保護者へ読書の大切さを啓発する | | | | |
| 体制の整備 | 住民課 教務課 | 充実 |  研修会への参加等による意識統一を図る | | | | |

◇学校

| 施策 | 担当・所管 | 実施 区分 | 年度 | | | | |
|-------------------------|-------|----------|--|----|----|----|----|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 「朝の読書」活動の推進 | 教務課 | 充実 |  読書の時間を確保し、継続して実施する | | | | |
| おはなし会、読書行事の実施 | 教務課 | 充実 |  読書行事を実施し、意欲を高める | | | | |
| 学校図書館の計画的利用 | 教務課 | 充実 |  読書指導や調べ学習等で計画的に活用する | | | | |
| 図書委員会活動の活性化 | 教務課 | 充実 |  委員会活動を活発に行う | | | | |
| 学校図書館の整備（蔵書） | 教務課 | 充実 |  学校図書館図書標準の達成をめざし整備する | | | | |
| 学校図書館の整備（開館時間・貸出方法の見直し） | 教務課 | 充実 |  利用規則を見直し利用の増加を図る | | | | |
| 学級文庫の設置 | 教務課 | 充実 |  各学級に図書コーナーを設ける | | | | |
| 学校間の相互利用による資料の共有化 | 教務課 | 充実 |  資料の相互利用の方法を検討、実施する | | | | |
| 障がいのある子どもへの読書支援 | 教務課 | 継続 |  読書に親しむ機会の充実を図る | | | | |
| 保護者への啓発と普及 | 教務課 | 充実 |  読書の重要性を保護者会等で働きかける | | | | |
| 体制の整備 | 教務課 | 充実 |  6学級以上の学校への司書教諭配置・学校司書の適正配置に努める | | | | |

◇図書館

| 施策 | 担当・所管 | 実施 区分 | 年度 | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|----------|--------------------------|----|----|----|-----------|
| | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 読書相談の充実 | 生涯学習課 | 充実 | 職員のリファレンス技術の向上を図る | | | | |
| 団体貸出 | 生涯学習課 | 継続 | 各団体への周知と貸出を実施する | | | | |
| 人的支援 | 生涯学習課 教務課 | 継続 | 学校司書、読書ボランティアとの連携し、実施する。 | | | | |
| 児童コーナーの充実 | 生涯学習課 | 充実 | 資料の充実を図り魅力あるコーナーづくりを進める | | | | |
| 移動図書館車の整備 | 生涯学習課 | 充実 | 町内全域でのサービスを実施する | | | | |
| 青少年向けサービスの充実 | 生涯学習課 | 充実 | 青少年コーナーの充実を図る | | | | |
| 障がいのある子どもへの読 書支援 | 生涯学習課 教務課・住民課 健康づくり課 | 充実 | 実態の把握に努め、サービス内容を検討、実施する | | | | |
| 学校との連携、協力 | 生涯学習課 教務課 | 充実 | 利用案内を作成し、協力体制を整える | | | | |
| 読書推進ボランティアの活 動支援 | 生涯学習課 | 継続 | 講習会、交流会等を実施する | | | | |
| おはなし会の実施 | 生涯学習課 | 継続 | 対象年齢別におはなし会を実施する | | | | |
| 子ども対象イベントの実施 | 生涯学習課 | 継続 | 各種イベントを実施し、図書館の利用を促す | | | | |
| 図書館だより、ホームページ を活用した啓発の推進 | 生涯学習課 | 継続 | 「子ども読書の日」など積極的に啓発する | | | | |
| 体制の整備 | 生涯学習課 | 充実 | 司書を適正に配置、資質の向上に努める | | | | |
| 子ども読書活動推進協議会 の運営 | 生涯学習課 | 新規 | 年に1度開催。進行状況の確認、課題を見出す。 | | | | |
| 子どもの読書活動推進状況 調査 | 生涯学習課 | 新規 | 施策の実施状況を集約する | | | | |
| 子どもの読書に関するアン ケート調査 | 生涯学習課 | 継続 | | | | | 調査の 実施 |

用語解説

1 ブックスタート

絵本を開く楽しい体験を通じて親子の絆を深めてもらおうと、地域に生まれた子どもに絵本を手渡す活動です。1992年に英国で始まった活動は、2000年に日本に紹介され、全国各地で実施が広がっています。みやこ町では、4カ月児の健康診査時に絵本と赤ちゃん絵本リスト、地域の子育て情報などが入ったブックスタートパックを渡しています。

2 家読（うちどく）

家族で本を読んで語り合うことで親子や兄弟姉妹のコミュニケーションを深めることを目的に家庭での読書を推進する運動です。

3 朝の読書

毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を読むという運動で、1998年に千葉県の高校で提唱され、全国の学校に広がっています。「毎日やる」「みんなでやる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」を原則としています。

4 ブックトーク

特定のテーマに沿って、何冊かの本を順序よく紹介する子どもと本を結ぶ手法の一つです。あらすじや著者紹介を交えるなどの工夫をして、子どもに本への興味を起こさせます。

5 子ども読書の日

「子ども読書活動推進法」では4月23日を「子ども読書の日」と制定しています。国や地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように求められています。

6 読書週間

文化の日を中心とする10月27日～11月9日の2週間のことをいいます。また、4月23日～5月12日の約3週間を子ども読書週間といいます。この期間、全国で読書に関連する催しが行われています。

7 学校司書

学校図書館の仕事に携わっている事務職員で、資料の整理・提供、レファレンス、情報提供などの技術的な面を担当し、学校図書館を活用する学習活動が円滑に行われるように支

援を行っています。

8 司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる職員（司書）のことをいい、教諭であることが前提とされているために司書教諭と名づけられています。平成9年の法改正により、12学級以上の学校に配置が義務づけられています。

9 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたものです。

10 レファレンス

参考業務、参考調査ともいい、情報を求めている利用者に対して図書館員が必要とされる情報や資料を調査、提供して助ける業務をいいます。

11 ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて語り聞かせることをいい、子どもと本とを結びつける手法として、おはなし会などで行います。

資料1

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども

もの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2

みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、みやこ町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）の策定を目的として、みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 関係機関の連携及び協力に関すること。
- (3) 子ども読書活動の推進に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる委員で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係（小・中）
- (2) 幼稚園・保育所関係
- (3) 行政・図書館関係
- (4) 読書ボランティア代表
- (5) 学識経験者
- (6) 社会教育民間団体

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から推進計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年 9月 8日から施行する。

資料3

◆みやこ町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

| | 所属 ・ 氏名 | | |
|----------|--------------|-------------------|-----|
| 学校関係 | 小学校長会代表 | 豊津小学校 中島正文 | |
| | 中学校長会代表 | 豊津中学校 中尾好希 | |
| | | 豊津中学校 岡井正義 | |
| | 小学校教諭 | 黒田小学校 湖平元司 | |
| | 中学校教諭 | 犀川中学校 勝見勝子 | |
| | 学校司書 | 教務課 石川恭子 | |
| 幼稚園・保育所 | 幼稚園・保育所連盟 | 飛龍保育園長 西郷信行 | |
| 図書館・行政 | 京築教育事務所 | 社会教育室 猪本満昭 | |
| | 県立図書館 | 福岡県立図書館企画協力課 坂梨秀子 | |
| | 教務課 | 教務課長 山本淳一 | |
| | 図書館長 | 生涯学習課長 柿野善広 | 副会長 |
| | 子育て支援 | 住民課長 長野正美 | |
| 学識経験者 | 九州産業大学 非常勤講師 | 河井 律子 | 会長 |
| 社会教育民間団体 | PTA 代表（伊良原中） | 母親代表 立道寿恵 | |
| 読書ボランティア | 読書ボランティア | おひさまの会 山下小菊 | |

資料4

◆みやこ町子ども読書活動推進計画策定経緯

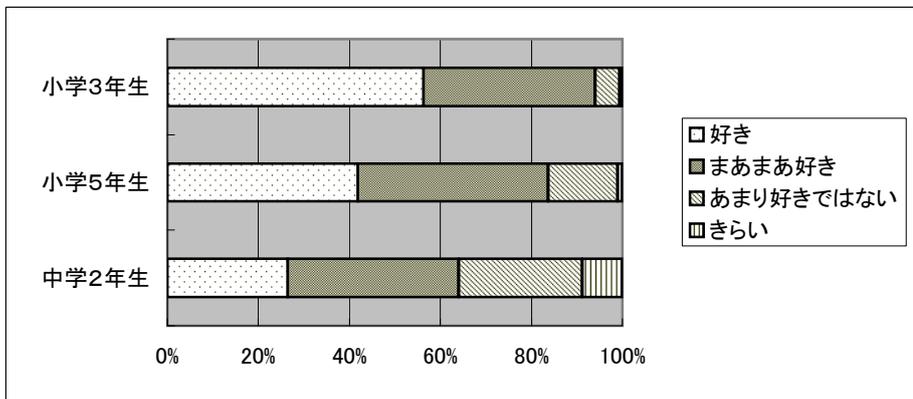
| 内容 | 開催日等 | 概要 |
|-----------------|----------------------|---|
| 読書に関するアンケート調査実施 | 平成23年10月 | 【調査対象】 町内小学校3年生・5年生 町内中学校2年生 |
| 第1回策定委員会 | 平成23年10月5日 中央図書館 | ○委嘱状交付 ○みやこ町子ども読書活動推進計画について ○みやこ町の子どもと読書に係る実情の報告 |
| 第2回策定委員会 | 平成23年11月18日 中央図書館 | ○高校における読書活動の取り組みと現状について（育徳館高等学校学校司書 加藤真理子氏からの報告） ○骨子について（協議） |
| 第3回策定委員会 | 平成24年1月13日 中央図書館 | ○計画素案について（協議） ・子ども読書活動推進協議会の設置 ・子ども読書の日の制定 |

資料5

みやこ町 読書に関するアンケート調査 結果

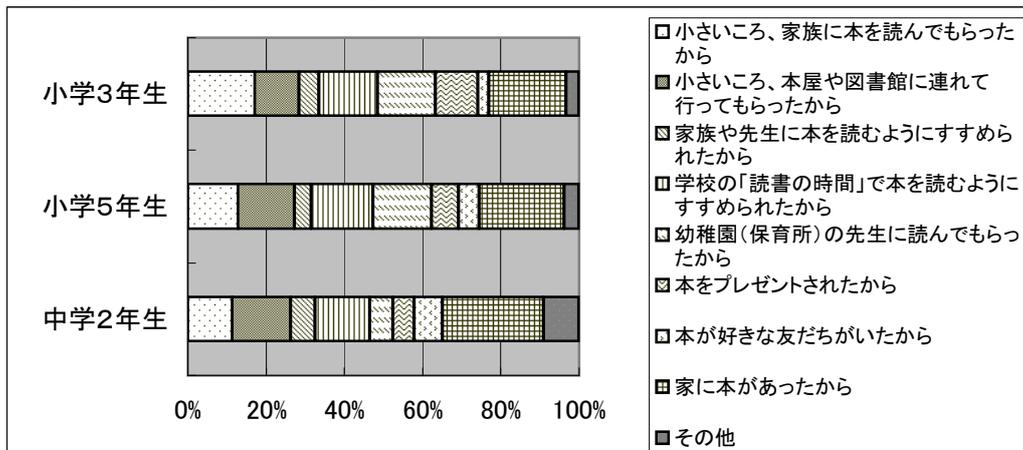
実施日 : 平成23年10月1日から10月14日
 対象者 : 町内の小中学校に通う小学3年生 小学5年生 中学2年生 579人
 回収率 : 96%

1. あなたは、本を読むのが好きですか



どの学年も「好き」「まあまあ好き」と答えた子どもは、過半数を超えています。

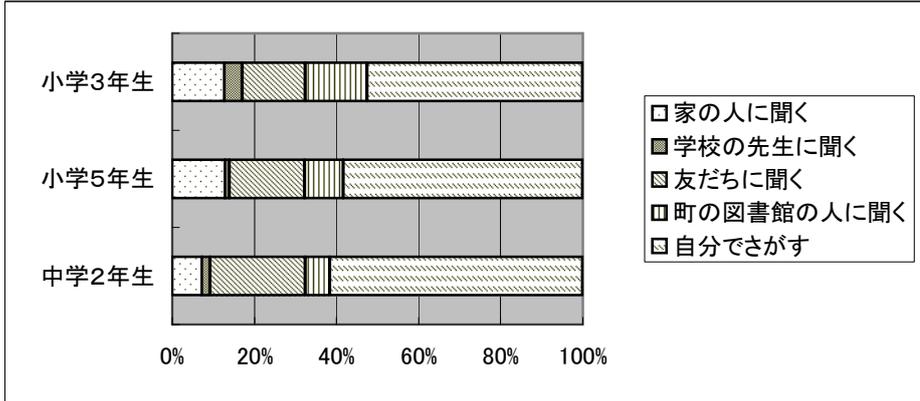
2. 問1で「好き」「まあまあ好き」と答えた人だけに聞きます。本を読むのが好きになったのはなぜだと思いますか。



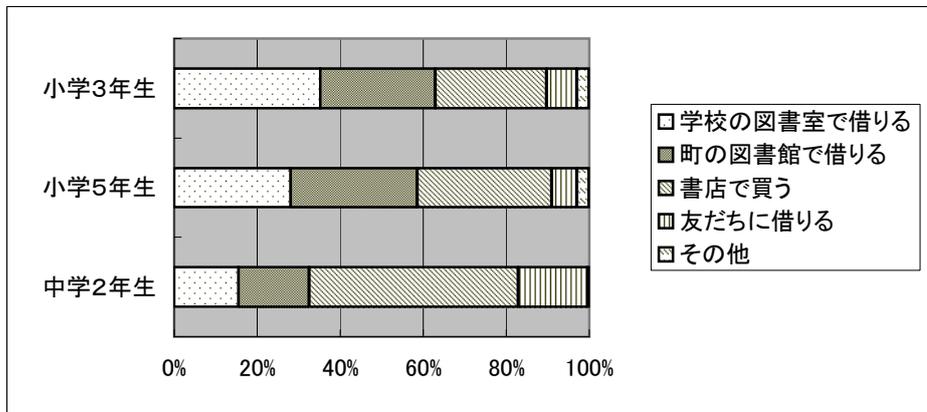
幼児期の読書体験と、身近に本のある環境が子どもの読書活動に影響を与えていることがわかります。

また、約15%の子どもが学校の読書の時間がきっかけで本を読むようになったと答えており、「朝の読書」などの取り組みに一定の効果があることが示されています。

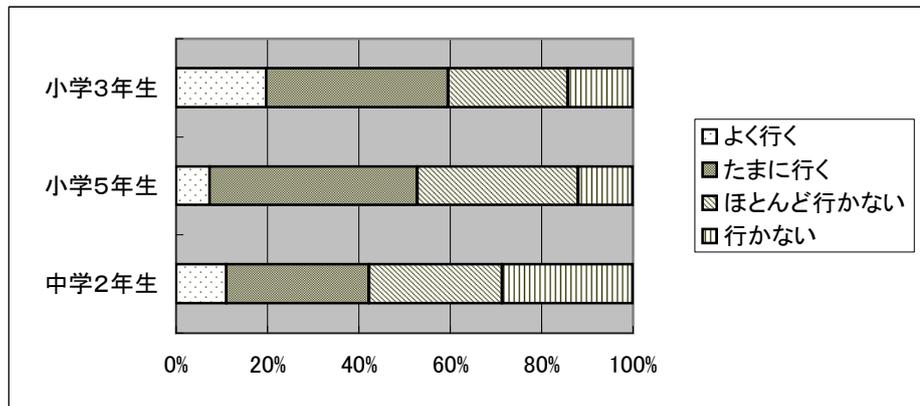
3. 読みたい本をどのように見つけますか



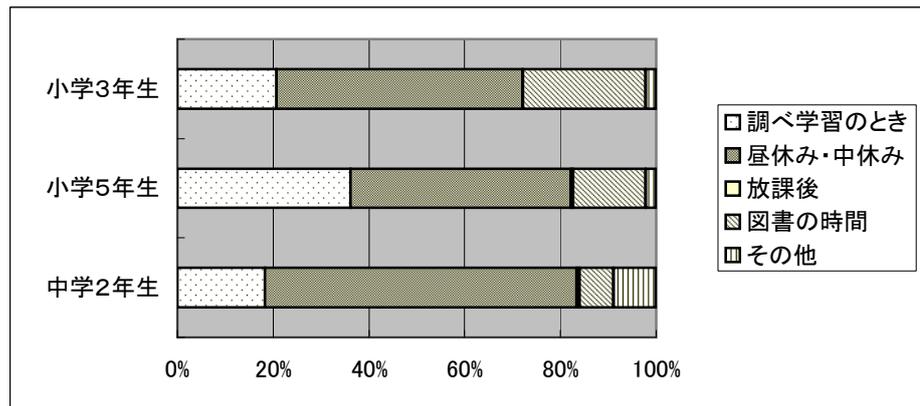
4. 読みたい本は、どのように手に入れますか



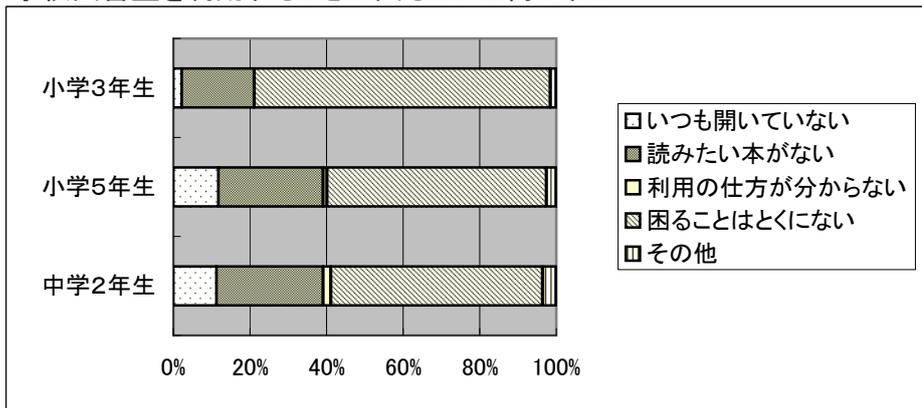
5. 休み時間や放課後に、学校の図書室へ行きますか



6. 学校の図書室へはいつ行きますか

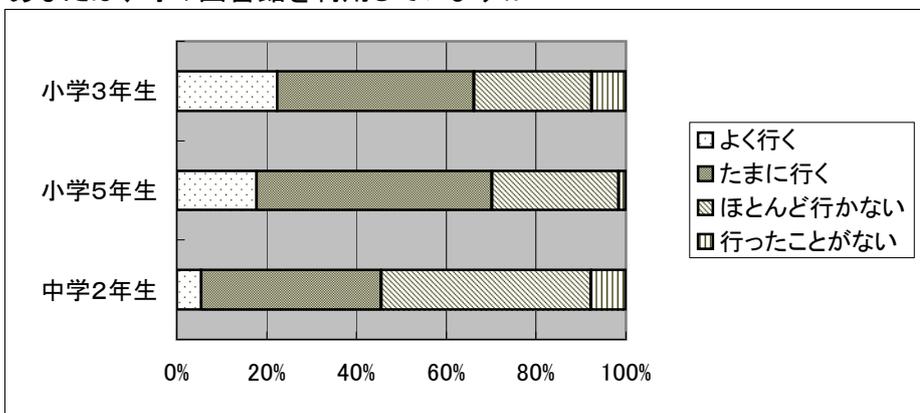


7. 学校図書室を利用するとき困ることは何ですか



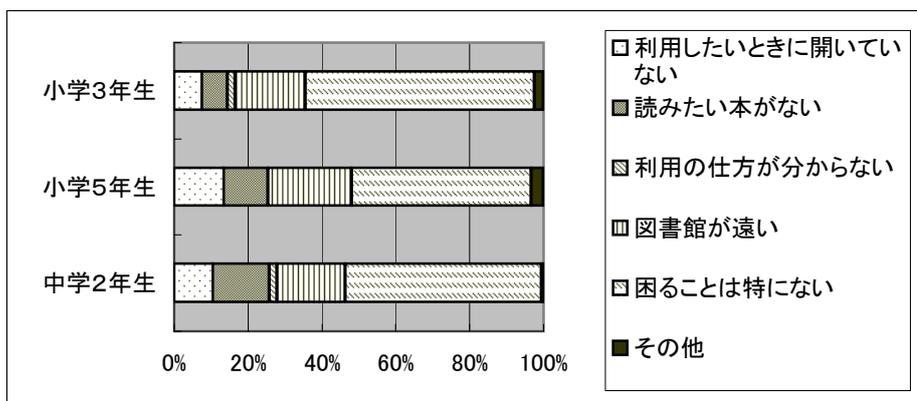
その他に「新しい本が入らない」「読みたい本の場所が分からない」「一度にたくさん借りることができない」などの意見がありました。

8. あなたは、町の図書館を利用していますか



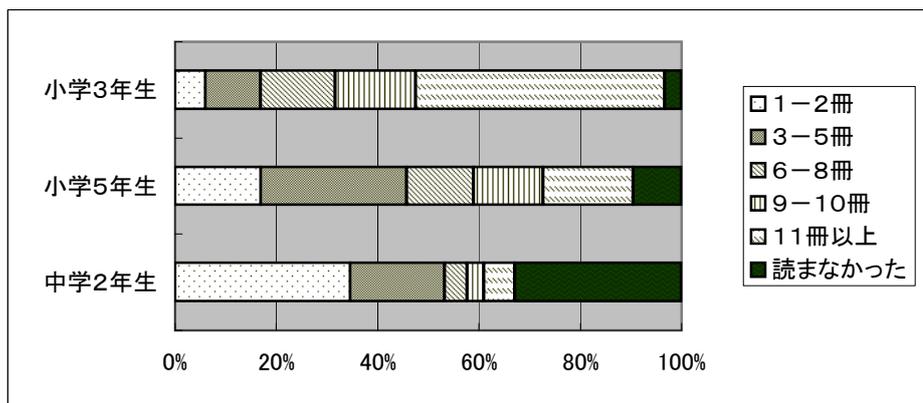
小学生では「よく行く」「たまに行く」と答えた子どもが過半数を超えています。中学生では「ほとんど行かない」とこたえた子どもが半数近くいました。また図書館に行ったことがないという子どもも各学年にいたことが分かりました。

9. 町の図書館を利用するとき困ることは何ですか



各学年約2割の子どもが図書館が遠いと感じていることが分かりました。

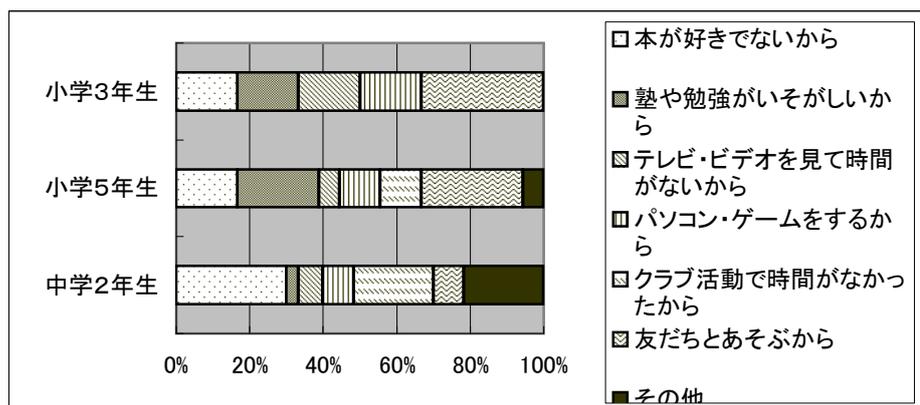
10. あなたは、9月1か月の間に何冊くらい本を読みましたか
(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌をのぞく)

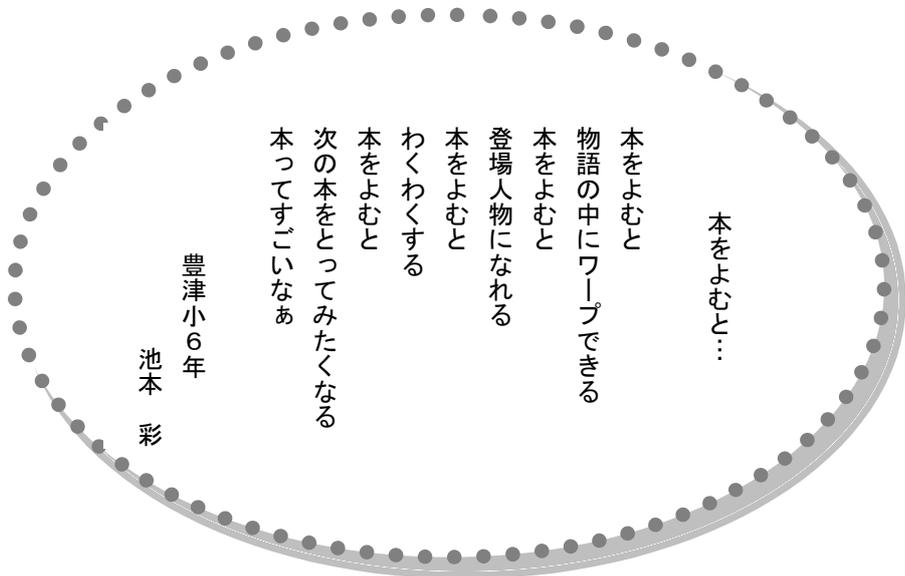


第57回学校読書調査(毎日新聞社 全国学校図書館協議会 2011年実施)によると小学生の平均読書冊数は9.9冊 中学生は3.7冊 高校生1.8冊で、一冊も読まなかった不読者は小学生が6% 中学生は16% 高校生51%でした。

みやこ町では、小学3年生で3.3% 小学5年生で9.4% 中学2年生で33%の子どもが1か月に1冊も読んでいないと答えており、特に中学生の読書離れが進んでいることが分かりました。

11. 「読まなかった」と答えた人だけにお聞きします。読まなかったのはなぜですか





「小さな目」朝日新聞 2011年12月27日掲載